



# 多世代同居等支援事業



笠岡市の多世代家族の形成と子育て支援、高齢者の不安軽減及び家族の支えによる就業しやすい環境づくりを図るために「多世代同居等支援事業」を実施します。

「多世代同居等支援事業」の交付を受けるにあたっては、多世代で同居または近隣に居住するための住宅の取得や転居等の費用に対して助成を行うもので、次の要件をすべて満たすことが必要です。

## ◆ 助成対象者 ◆

- ① 市内に子等が同居している。  
または親等と子等、それぞれの世帯が居住する住宅が市内にあり、かつ直線距離で1 km以内である人
- ② 親等と子等、いずれかの世帯に同居している人。
- ③ 子等は、住民基本台帳上の異動日または多世代同居等をするための建物に係る登記完了日のいずれか遅い日に、満50歳以下であること。
- ④ 助成対象者が多世代同居等を3年以上継続する人。
- ⑤ 助成対象者世帯全員に、笠岡市の市税等に滞納がない人。
- ⑥ 親等と子等の両方または一方が新たに住民票異動を伴う転居を行うこと。  
(ただし、すでに多世代同居をしている場合または過去1年以内に多世代同居等をしている場合は、助成対象とならない)
- ⑦ 多世代同居等をするようになった住宅を、生活の本拠地としている人。
- ⑧ 助成対象者世帯員のいずれかが交付申請日現在、他制度による公的住宅扶助(生活保護)を受けていないこと。
- ⑨ 助成対象者が、笠岡市多世代同居等支援事業の助成を過去に受けたことがないこと。
- ⑩ 多世代同居等となった住民基本台帳上の異動日または多世代同居等をするための建物に係る登記完了日が平成29年4月1日から平成32年3月31日までの人。
- ⑪ 多世代同居等となった住民基本台帳上の異動日または多世代同居等をするための建物に係る登記完了日のどちらか遅いほうの日付より1年以内の申請とする。

## ◆ 助成額 ◆

最高15万円



- ① 転居に係る引っ越し費用として移動距離に応じて、最大10万円を助成。  
※助成対象者が単身者の場合は、算出した額の2分の1の額とする。
- ② 持ち家の場合は、建物に係る不動産取得時の登記費用と50,000円とを比較して  
賃貸住宅の場合は、賃貸借契約に要する費用のうち、礼金と仲介手数料の合計額と50,000円とを比較して、いずれか低い額を助成する。  
ただし、持ち家と賃貸借住宅のいずれかを選択すること。  
また、持ち家の場合は、住宅の名義人が助成対象者世帯員のいずれかであること。

※ ただし、取得した住宅を居住以外の用途に使用したり、3年未滿で多世代同居等を解消したり、市税等に滞納が乗じた場合や、助成決定者が提出した書類に偽りや不正があった場合は、助成金の返還を命じる場合があります。